

立憲民主党 御中

# 気候変動対策に関する政策提言

2023年11月

日本版気候若者会議2023

## 目次

1. 私たちが捉えている現状・危機感 (P2)
2. 目指す社会像・ビジョン (P4)
3. 取るべき政策の方向性 (P4)
4. 具体的な実施策の提案 (P4～P40)
  - 電力（エネルギー） (P5～P14)
  - 産業・業務・家庭・運輸 (P14～P26)
  - 生物多様性 (P26～P34)
  - 市民参加 (P34～P40)
5. 参加者一覧 (P40～P45)

### 1. 私たちが捉えている現状・危機感

#### ● 気候変動・国際社会の現状

現在、地球温暖化の影響により、洪水や熱波などの異常気象の頻度が増している。特に今年の猛暑を、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は「地球沸騰化」と表現するなど、深刻な状況になりつつある。

2023年3月に発表されたIPCC第6次評価報告書によれば、世界の平均気温は産業革命前からすでに1.1度上昇しており、2030年代には1.5度に達する可能性が高いことが指摘されている。

これを防ぐためには、現在の各国CO2削減目標（NDC）以上に、CO2排出を減らし、少なくとも2025年までに世界の温室効果ガスの排出量を減少に転じさせ、2030年には2019年と比べて43%程度削減する必要がある。

また、2023年4月16日に公表されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の共同声明では、「世界のGHG排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっている」と明記され、世界各国に対策の強化を求める内容となっている。

さらに、気候変動が進むと、生物多様性が影響を受ける。洋上風力など、気候変動対策が、方法によっては生物多様性に悪影響を及ぼす可能性もあり、気候変動と生物多様性、両方の視点が求められる。

#### ● 日本の現状

これに対し、日本では、2024年から第7次エネルギー基本計画の策定に向けた議論が始まろうとしており、どこまで高い目標を掲げられるか、1.5度目標に整合した行動計画を立てられるか、非常に重要な局面を迎えようとしている。

他方、地方自治体では、無作為抽出で選ばれた一般市民が一定期間議論を行い、提言する「気候市民会議」の開催が着実に広がっており、行政と市民、そして企業等の各ステークホルダーを巻き込んだ気候変動対策の議論は様々なところで展開されている。

また、2023年4月、こども基本法が施行され、こどもに直接影響を与える施策を策定する際は、子ども・若者の声を聞くことが政府、地方自治体に義務付けられた。

国連子どもの権利委員会は、2023年8月、清潔で健康的かつ持続可能な環境に関する子どもの権利を守るための、各国に向けた指針（「気候変動に焦点をあてた子どもの権利と環境に関する一般的意見26」）を公表し、締約国には子どもの権利を差し迫った危害から保護する責任があるだけでなく、今日行った行為、あるいは行わなかった行為が、将来に引き起こすと予見される子どもの権利侵害に対しても責任がある、と明記している。

このように、気候変動の問題はこどもに直接影響を与える施策だと考えられるが、現状の日本の政策決定過程では若者が十分に参加できておらず、今後各審議会等の議論の場に若者が参加することが求められる。

## 2. 目指す社会像・ビジョン

日本版気候若者会議2023では、フューチャー・デザインの手法を用いて、50年前の過去、現在、50年先の未来を行き来しながら、今取り組むべき課題について議論した。そこでは、選挙や目の前の経済を意識した短期的な施策の問題点、一極集中のトップダウンではなく分散型でボトムアップで合意形成していく重要性、メディアが各政策のマイナス面も報道し、国民が主権者として積極的に政策に関わっていく重要性が語られた。

特に気候変動や生物多様性に関しては、住民、事業者、行政、環境など、様々なステークホルダーの利害を考慮しながら施策を進めなくては、後から大きな弊害を生み出すことにつながる。環境への影響を度外視したメガソーラー発電はその一つの例といえる。

それを防ぐためには、長期的な視野のもと、設計の段階から各ステークホルダーが議論に参加し、対話を重ねながら社会を作っていくことが重要である。

また社会変革の負の影響を減らすための、公正な移行、再分配政策など、公正な社会を実現するための取り組みが求められる。

## 3. 取るべき政策の方向性

そうした考えをもとに、例えば【電力】では、地域住民参加のスキーム促進、太陽光パネル設置の低所得世帯への支援、【産業・業務・家庭・運輸】では、産業構造の転換を迫られる企業と従業員への支援などが提言に盛り込まれている。

また、東京都・武蔵野市をはじめ、地方自治体では、気候市民会議が開催されているが、国全体の施策を促すためには、地方自治体の主催だけでは不十分である。フランスなどのように、政府が主導する形での気候市民会議の開催を求めたい。

## 4. 具体的な実施策の提案

日本版気候若者会議2023では、①なぜ脱炭素化が順調に進んでいないのかを学ぶこと、②時間を区切って（2020年代までに）実現すべきことを掲げること、③対話/熟議&オンラインプラットフォーム（Liqolid=リクリッド）をミックスした事例をつくることを目標に設定し、インプ

ットの量を増やし、オンラインプラットフォームも活用しながら、テーマ別に分かれて提言を作成した。したがって、テーマ別に以下提言する。

☆ = 重要政策

記

## 【電力（エネルギー）】

2021年に策定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギー最優先の原則が書かれているが、より持続的な、各ステークホルダーに恩恵をもたらす形で再エネを導入していくためには、地域との共生が重要となってくる。

そのため、日本版気候若者会議2023の電力チームでは、①どうしたら、地域との共生を図りながら、太陽光発電・洋上風力等の再エネを最大限導入することができるか、②2025年のGHG排出ピークアウトを目指している今、導入の加速や、地域との共生をより一層図るためにどのような方法や仕組みが必要だと考えられるか、を中心に議論した。

その結果、大きな危機感を示し、気候変動対策を一元的に加速させるために、気候変動省を設置した上で、再エネ導入を加速させる施策、地域との共生を実現するための地域住民との合意形成の場を積極的に作っていくことが重要だと考えた。

具体的には以下を提言する。

### 1. 気候変動省の設置☆

提言先：政府、主要政党

詳細：

-現状/問題-

再エネ導入を進めていく上では、生態系（環境省、農水省）や市民生活（総務省、国交省）、事業分野（経産省）など分野を横断した配慮や手続きが必要となる。

-提言-

気候変動省など分野横断的な省庁を設置し、より包括的な気候変動対策を加速させる。公正な移行を実現させるためにも、専門家育成プログラムを広範に実施する。

<海外類似事例> オーストラリアでは、京都議定書を批准した後に、気候変動省を新設し、対策を加速させた（現在は気候変動・エネルギー・環境・水資源省(Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water:DCCEW)）。

また、パキスタンでも、気候変動省（Ministry of Climate Change and Environmental Coordination）のもとに関連する部局が設置され、気候変動に関する様々な対策を担っている。

<国内関連事例> 公害対策等への対応として、1971年に設置された環境庁は公害対策に関する権限を一元化し、その後の対策を加速させた。

近年の急激な少子化を受けてこども家庭庁が設置された。特定の問題に対し、その名前を冠する省庁を設置して一元的かつ迅速な対策を行うことは日本においても一般的であり、気候変動もそれに値する課題である。

-期待される効果-

<政策形成・実行過程> 異分野間でのより緊密なコミュニケーションにより、迅速で包括的な政策の形成・実行が可能となる。

<市民生活への影響> 気候変動省のもとで政策を実行することにより、これまであまり可視化されていなかった「市民生活と気候変動との関係性」を明らかにし、地域単位での気候変動対策も促進することができる。ミクロ単位での解決策とグローバルな気候変動問題とをつなぐ役割を果たす。

## **2. NDC引き上げ&2035年エネルギーミックス目標の設定**

提言先：経済産業省、環境省

詳細：

-現状/問題-

2023年3月、IPCC（気候変動に関する政府パネル）が公表した第6次評価報告書では、パリ協定を受けて、各国はCO2削減目標（NDC）を発表し、それぞれコミットしているが、このままだと継続的なCO2排出により、2030年代の初頭までに平均気温の上昇は1.5度に達することが推定された。

それを受けて、2023年4月16日に公表されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の共同声明は、「世界のGHG排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっている」と明記し、世界各国に対策の強化を求める内容となっている。

-提言-

日本の現在の2030年削減目標＝2013年比46%削減は2019年比では37%削減に留まっており、現在の目標のままでは、2030年からの5年間で23ポイントもの削減を行わなければならない。そのため、NDCを引き上げるとともに、2035年目標を早期に設定し、各ステークホルダーのより緊急性の高いアクションを引き出すことを求める。

-期待される効果-

1.5度目標に整合した政府アクションの実現

### **3. 商業施設や新築の住宅の屋上に太陽光パネル設置を義務化、低所得世帯への支**

#### **援**

提言先：行政（県及び市町村、これを支援する国）、建築分野に携わる企業等（建設・企画）

詳細：

-現状/問題-

東京都をはじめとして、いくつかの自治体では新築建築物への太陽光義務化が条例として制定されているが、この動きが全ての自治体（地域）に展開されていく動きは見られない。

-提言-

商業施設も含め、新築建築物への太陽光設置を義務化する「条例制定の義務化」。また、建設等に携わる企業等の「条例遵守」を進める。また、経済的に余裕がなくても太陽光パネルや断熱を導入できるよう（逆進性を防ぐためにも）、低所得者向けの補助金や、公営住宅に積極的に導入する。ドイツなどでは、公営住宅を断熱化（断熱基準を標準より高めに設定）し、貧困世帯向けに省エネ家電を配布している。

-期待される効果-

自家消費のエネルギーの脱炭素化、省エネによる経済的メリットの恩恵

#### **4. ソーラーシェアリングの促進（担い手の育成、所有者不明土地の活用促進）☆**

提言先：環境省、農林水産省、国土交通省

詳細：

-現状/問題-

日本の畑の18%がソーラーシェアリングになれば、現時点での日本の消費電力をまかなえるというデータがあるが（他の自然エネルギーを追加すれば10%程度でカバーできる）、送電網の整備に加え、太陽光パネルの下で耕作を行うソーラーシェアリングを進めようとしても、担い手が足りていない。また耕作放棄地の増加や、所有者不明の荒廃農地が多く存在し、転用する方が税金がかかるため放置しているケースが見られる。

-提言-

地域の生態系と共生でき、経済的なメリットも大きいソーラーシェアリングのメリットを積極的に周知し、再生可能エネルギーの負のイメージを払拭する。就農者が増えれば、エネルギー自給率だけでなく、食料自給率の上昇にも貢献するため、担い手育成を積極的に行う（詳細は次ページ）。耕作放棄地や所有者不明の荒廃農地を営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）に転用する優良事例を広める、所有者不明土地の使用手続の迅速化を進める、EADASを活用し、使えそうな土地について、土地の使用が可能か地域に対して定期的に働きかけを行う。

-期待される効果-

太陽光発電の導入ポテンシャルがある土地を積極的に活用し、再エネの導入を加速できる。

#### **5. 気候変動対策の担い手育成**

提言先：環境省、厚生労働省、総務省

詳細：

-現状/問題-

気候変動に関する専門家が少なく、気候危機の解決に向けた担い手が少ない。また、ソーラーシェアリングのように技術は存在するものの、若い世代の農業の担い手が少ないために普及を促進できない事例もある



-提言-

①企業・地方自治体・個人に対して、気候変動の専門家を育成できるようにするための助成金・ポストを作る。例えば、すでに農業分野の人手不足解消のために働き方改革などの政策が行われているが、その政策に加えてソーラーシェアリング等、気候変動関連の知識を習得できるような場を設け、実際に実施する農家に対して助成金を出すなどが考えられる。

②すでに民間で行われている気候変動の専門家を育成するプログラム（例：ジャパン・クライメート・アライアンス）を国の助成金で拡大し、奨励する。

③地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」を活用し、持続可能な地域づくりを行うように促す。

-期待される効果-

気候変動の専門家がNPOや省庁に入り、対策を促進する。専門家の数が増加する。

## **6. 地域住民参加のスキーム促進（条例策定と第三者機関の設置、メディエーターの育成、マザーファンド設置）☆**

提言先：行政（実施するのは県及び市町村、実施のための支援・"ハコづくり"は国）及び発電事業者（実施）

詳細：

-現状/問題-

再エネの開発・導入にあたって、地域住民との合意形成が難しい。

さらに、従来の再エネ開発は、発電した電気を地域に還元することなく地域外の企業等に送電するケースが多く、開発が行われた地域には利益がなく環境が開発されたという状況だけが残ってしまっている。

また地域主導で開発を進めようとしても、金銭的なハードルが高い。

提言内容：

地域に裨益する再エネ開発・導入を「絶対的な基準」とする（地域外に送電する場合も地域に何かしらの還元を行う。）ため、合意形成段階だけではなく、開発の企画段階で、事業構想に地域住民が参加・関与できるスキームを作る。

そのために、町民に「再生可能エネルギー享受権」があることを宣言した、神奈川県松田町の「再エネ利用促進条例」や、長野県売木村の地域主導型再生可能エネルギー事業を認定する条例（売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例）を全国に広める。

また、マザーファンドと一体となった導入開発や事業者の間に入る第三者機関を設置する制度設立の検討を設けることで、公平性を確保する。

例えば、マザーファンドであれば投資先をその地域に限定するなどの原則を設けることが考えられ、第三者機関であれば、ドイツには地域と事業者の間に入る第三者機関として、「対話-自然保護とエネルギー転換のためのセンター・オブ・エクセレンス」(natureschutz-energie.wend e.de)が存在する。

同様に、ドイツでは国レベルで地域金融機関の再エネ事業融資を支援するマザーファンドを作ること、地域金融機関がその資金で地域主体の事業をサポートし、成果を上げている。

期待される効果：地域裨益型の再エネを基準とすることで、再エネ開発と地域の共生を実現する。また、第三者機関の設立により、地域と事業者の紛争を回避でき、再エネ導入の促進に繋げる。

## **7. ペロブスカイト太陽光電池の具体的な導入ロードマップの検討**

提言先：経済産業省、環境省、研究機関及び企業

詳細：

-現状/問題-

メガソーラーやメガ風力をはじめとする大規模の再エネ発電設備は、中山間が多く遠浅の海が少ない日本では適地が少なく、土地開発にあたっては地域住民との合意形成が困難な傾向にあり、導入・運転開始までに長期間を要する。屋根置きをはじめとする建築物構造を利用した太陽光発電は、立地制約がなく開発も伴わないが、設置可能な屋根の種類や強度は限定されており、設置条件は柔軟なものではない。

これらの課題を解決する可能性を秘めた技術に「ペロブスカイト太陽光電池」がある。ペロブスカイト太陽光電池は従来の太陽光パネル（シリコン型）と異なり、①量産が可能、②折り曲げに強く軽量化が可能、③高価な貴金属を素材とせず製造の低コスト化が可能、といった特徴<sup>1)</sup>があり、発電設備の低コスト化だけでなく、今まで設置が難しかった土地や屋根、建物壁面等への設置も実現できる可能性がある。

-提言-

政府、研究機関及び企業は産官学連携により、ペロブスカイト太陽光電池の社会実装に向けた研究・開発を進めるとともに、社会実装後に具体的にどのような活用方法が期待できるか、また具体的にどれくらいの建築物やソーラーシェアリングに活用できるか、試算を含めて社会導入に関するロードマップを検討すること。

具体的には、「●年までに、既存集合住宅の●割にペロブスカイト太陽光電池を導入する。」などの目標設定検討が考えられる。

-期待される効果-

日本のGHG排出量の約15%<sup>3)</sup>を占める民生部門において、主な使用エネルギー種である電気の電源を太陽光発電による再エネ由来に切り替え、また自家消費型発電のスタイルを進めることで、民生部門排出量の削減だけでなく、エネルギー転換部門においても、削減効果の波及が見込める。

## **8. 電力供給におけるDR（デマンド・レスポンス）技術の早期実現**

提言先：経済産業省、環境省、発電・送配電事業者

詳細：

-現状/問題-

再生可能エネルギーは太陽光や風力等の自然エネルギーを用いた発電であり、その発電量は天候等の自然の状況によって変動する。

現在の火力発電を主な供給源とする電力供給は、需要量に応じて化石燃料を投じることで、需要量と供給量をバランスさせているが、再生可能エネルギーは前述したとおり、自然の状況によって発電量が変動する。そのため、多く発電できる時間帯と需要が多く生まれる時間帯が一致しないことがあり、発電量が需要量を上回る場合は出力規制がかかることがある。

つまり、現状において、すでに導入された再生可能エネルギーはフルに活用されていない。

今後さらに再生可能エネルギーが普及していくことを踏まえると、蓄電池等の蓄電技術だけでなく、再生可能エネルギーをフルに活用することを前提に、発電量に応じた需要・供給調整（DR:デマンド・レスポンス）の技術が必要である。

-提言-

日本政府および発電・送配電事業者は、互いに連携し、既存・新規の再エネ電源のフル活用に向けて、発電量に応じた需要・供給調整（DR:デマンド・レスポンス）技術の早期社会実装を目

指すこと。DR技術の開発は高度かつ複雑であるが、近年進展が目覚ましいIoT技術等の最先端技術を用いることで、より早い段階での社会実装が可能になる可能性は高い。例えば、家庭や工場等の需要データ（ビッグデータ）のAI解析による最適な供給配分の決定や需要傾向にあわせた実質的な電力貯蓄（揚水発電等）等である。

なお、DRは近年頻発化する災害時のレジリエンスを高める文脈においても重要であることに留意し、この観点からも取組を進めること

-期待される効果-

既存、新規の再生エネルギーをフル活用および災害時のレジリエンス強化

## **9. 洋上風力発電の促進、野心的な目標設定、法定協議会が設置される前段階からの地域住民との合意形成**

提言先：経済産業省、環境省

詳細：

-現状/問題-

・陸上風力発電の開発可能な適地が年々減少する中で、海に囲まれた日本では洋上風力発電の大規模導入への期待が高い。第4期海洋基本計画（2023年4月閣議決定）では、洋上風力発電について2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式を含む3,000～4,500万kWの案件形成（年間平均100万kWを案件形成していく規模イメージ）を目標としており、更なる開発の後押しが必要とされている。

洋上風力発電導入の課題は下記が考えられる。1)再生エネルギー海域利用法、環境影響評価法、電気事業法といった制度にそれぞれ適用する必要がある、検討内容の重複が生じるなどの課題がある。2)建設コスト、運用コスト(保守点検)が高く、また、送電インフラにも高額な費用がかかる。また、日本国内に大型風車メーカーが存在しないので部品の調達コストが割高となることもあり発電コストが高いという課題がある。

-提言-

洋上風力発電の開発期間を短縮化するために、環境アセスメント期間を短縮する。浮体式洋上風力が国際的に商業段階に入っており、日本でも加速させる。韓国では2030年までに6GWまで

導入することを目標としており、日本でもより高い目標を掲げることを求める。また電力会社や漁業関係者だけでなく、サーファーなど、より幅広い地域住民が早い段階から合意形成に参加し、地域と共生した洋上風力発電を目指す。

-期待される効果-

政府が掲げる2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式を含む3,000～4,500万kWの案件形成という目標（あるいはさらなる上積み）の達成が可能となる。

## **10. 太陽光パネル不法投棄防止**

提言先：環境省、経済産業省、企業

詳細：

-現状/問題-

太陽光パネル設置が進む中、大量廃棄の時代が来ることが予想される。単に廃棄するのではなく、リサイクルに繋げるため、高度な処理技術を持つリサイクル業者が適切に処理する必要がある。福岡県は太陽光パネル回収システムを整えており、優良事例があるにもかかわらず全国規模で行えていない。また、パネル廃棄の際、事業者による報告義務があるものの、報告だけでは確実性、透明性が不十分である。

-提言-

太陽光パネル回収システムを全国規模で行えるよう、政府から各自治体に働きかけを行う。または、国が回収システムを整備し、自治体の状態に合わせて支援を行う。廃棄する際は事業者による物質の報告だけでなく、事後調査も行う。

-期待される効果-

企業による太陽光パネルの不法投棄を、国や自治体によって防止できる。また、太陽光パネルに含まれる有害物質を処理する際の安全性が図られる。

## **11. 学校の全ての科目で気候変動を教える**

提言先：環境省、文部科学省

詳細：

-現状/問題-

電通総研が実施した気候不安に関する意識調査では、他の国々に比べ、日本の若者世代は最も気候変動を深刻に捉えていない結果となっている。また、ネット上では、地球温暖化の懐疑論が未だに跋扈しており、リテラシーが低い状況となっている。

-提言-

ユネスコが『すべての学校を気候変動に備える：各国はいかに気候変動の課題を教育に統合しているか』という報告書をまとめているが、特定の科目だけで環境教育を実施するのではなく、全ての科目で気候変動を教える。

-期待される効果-

気候変動に関する十分な知識を伝えるだけでなく、様々な角度から気候変動対策を考え、実践することにもつながる。

## 【産業・業務・家庭・運輸】

### 1. 飲食店等での使い捨てプラスチックの使用禁止

提言先：農林水産省、厚生労働省

詳細：

-現状/問題-

2019年実績で、日本で1年間に850万トンものプラスチックが廃棄されている。そのうち、約47%のほとんどが使い捨て用途の容器であり、日本人1人あたりのプラスチック容器包装廃棄量は、世界第2位となっている。国連環境総会でプラスチック汚染に対処する法的拘束力のある国際プラスチック条例を制定し、2025年までに締結することが、2022年に決定。

<素材そのものの使用のデメリット>

・プラスチックは、石油由来の原料によって製造されている。限りある化石燃料を原料とするうえ、採掘・生産・廃棄・自然への流出も含め全ての段階で環境負荷となる。海に流出し漂うプラゴミは、海洋生物の誤飲・絡まりによる大きな影響がある。

・プラスチックは毒性を持ったもの、人への影響を持った物質が複数含まれる。マイクロプラスチックは食物連鎖を通して、人間のからだに取り組んでいる。

<使い捨て容器を使用し続けることのデメリット> ・およそ20年で日本全国のゴミの埋め立て場・最終処分場が満杯になり、ゴミを埋め立てできなくなる。

・諸外国と比較しても使い捨て容器への規制が遅れている。

-提言-

飲食店へのデポジット制度の導入、2025年までに使い捨て容器・カトラリー・包装を禁止または制限。

-期待される効果-

使い捨て容器製造・処理におけるCO2削減。海洋生物の喪失を止める。誰もが普通に暮らしていても、使い捨てゴミが出ない社会を作れる。

## **2. 持続可能な社会に適応できる子どもへの教育（ESD）を支援**

提言先：各政党、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、SDGs推進本部

詳細：

-現状/問題-

現在の資本主義経済がこのまま続くと、気候危機を助長してしまう。気候危機を乗り越えるためには、将来を担う子どもたちへの教育が必要であるという認識は、多くの自治体・学校でもされている。現在の大量生産・大量消費という経済システムは、持続可能な社会への障壁となっており、子どもたちは、競争社会のなかで育っていると言える。同時に、親世代への支援・教育も必要である。現在、学校現場でのSDGs教育は行われているが、地域や学校によって取り組みの差があり、SDGsを学ぶだけに終始している場合も多い。

-提言-

1.学校現場を超えたESDの実施を学習指導要領に明記。（民間企業等との連携によるフィールドワークの実施等）

2.次代を担う子どもたち（未就学児～18歳まで）への環境教育に取り組む企業を国が支援し（民間の力を活用）、教育現場に還元。（子どもたちだけでなく、親世代も加わり共にSDGsを身近に学ぶ）

3.各自治体が地元企業と連携し、ESD実施を後押し。（クリーンアップ、植樹活動、伝統工芸の継承、農業体験、地元の食材を使った料理教室等、SDGs達成を推進するアウトプットの機会）それらを月1回程度行い、継続していく。

-期待される効果-

1.持続可能な社会に適応できる子どもの育成と主権者教育の推進。親世代や支援に携わる人等、多くの世代を巻き込める。

2.企業・学校・地域間での連携の強化と、各現場への還元。

3.企業活動による社会課題の解決に結びつけ、経済・社会・環境のバランスを保つ。SDGsの実質的な推進。

### **3. 持続可能な社会に適応できる人材育成に向けたリベラルアーツ教育の拡充**

提言先：各政党、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

詳細：

-現状/問題-

①前提：気候変動などの社会課題に対する取り組みは急務であるが、日本企業は経済的な利益を優先し、中長期的に重要となる社会課題への取組みに対し諸外国と比較し対応が遅れている。こういった企業の状況は、その企業を形成している個人の在り方によって生まれていると言えるが、現状、組織から期待されたことを遂行するのみにとどまっている場合が多い。

②問題意識：若者に限ると、主体性という点でも諸外国と比較して相対的に持てていないと言える。（「諸外国と比べて、うまくいくかわからないことに対し意欲的に取り組むという意識が低く、つまらない、やる気が出ないと感じる若者が多い」<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26gaiyou/tokushu.html>）（言われたことをすることが日本の従業員野中で強く意識づけられている可能性が高い「上司の言ったことを、口答えせずに確実にやれば成功するというのが従来のやり方だった」<https://www.nikkei.com/article/DGXLZO16873820W7A520C1TJ1000/>）



③課題設定：気候変動を始めとした社会課題に取り組むにあたり、企業はトップダウン的な動きをしては適切な対応ができない。自ら考えて自律的に行動する人を増やしていく必要があるが、その手段として「多用な視点を持ち、自身の判断軸を持つことができる」ためにリベラルアーツ教育を企業が行っていただけると良いと考える。

-提言-

- 1) リベラルアーツに含まれる内容を人材開発のための教育訓練と同じように個人向けの補助金の対象にする /DX人材育成のようにe-learning講座を無償で提供する
- 2) 自社従業員に対しリベラルアーツ教育を支援する企業に対し、金銭面での支援を行う

-期待される効果-

リベラルアーツ教育の浸透・推進によって教養を持ち、自律的に行動する人材の育成が可能となる

#### **4. エシカル就活の支援**

提言先：各政党、経済産業省、経団連、文部科学省、SDGs推進本部

詳細：

-現状/問題-

日本企業が気候変動などへの取組みに目を向けるためには、多角的にメッセージを発信していくことが必要であり、就職活動という企業にとって人員確保の重要なプロセスにおいて社会課題への取組みという軸を追加していくことは、企業の在り方を変えていくために必要である。

現在気候変動等の社会課題に関心を持ち、就職活動の際の企業選びの基準とする大学生は4割を超え半数近くに及んでいる。一方でSDGsに取り組む企業を選び、マッチングしているプラットフォーム「エシカル就活」は、現在の登録者数は10,000名、企業は100社程で、限られたプラットフォームであるのが現状である。

今後、日本企業がグローバルスタンダードで活動を行っていくことも見据えた際に、現状の経済優先の在り方では太刀打ちができないことが想定される。エシカル就活という概念を広く世の中に伝えていく施策を国として行うことを進めていくべきであると考えます。

また、ユーザーの大半が関東圏の学生であり、登録企業も関東圏の企業が大半である。現在の「エシカル就活」は、大手・スタートアップ企業と優秀な学生とのマッチングが主要であるが、地方に本社を置く企業でも、SDGsに取り組む企業は多数存在している。また、地方出身の学生の多くは都市部の大学に進学するが、Uターンして地方活性化に貢献したいという学生も一定数は存在する。しかしながら、給与面や労働条件、職種等から、地方に戻れるケースは限定的である。そのことで、若者の都市部への流出が進んでしまう傾向にある。

-提言-

- 1.エシカル就活にかかわるプラットフォームへの登録・サービス利用に対し支援金を出す。
- 2.すでにSDGsに貢献していると判断される企業のプラットフォームへの登録を推進。（環境教育の実施例や、学生の社会活動を後押し等）
- 3.国主導で地方にもエシカル就活を推進する。（先進企業の取り組みの紹介を通じた地方企業への周知）
- 4.地方学生が就活を始める前からエシカル就活の理念を伝え、関心を持つ機会を提供。（社会課題に取り組む地元企業の事例を紹介）

-期待される効果-

- 1.社会課題に取り組む企業や若い人材が増える。
- 2.地方創生が進み、都市部との格差是正に繋がる。
- 3.エシカルなモノ・コトが消費者に広く流通されるようになり、社会全体が持続可能な社会へと転換していく。

## **5. 産業構造の転換を迫られる企業と従業員への支援**

提言先：各政党、経済産業省、経団連、新しい資本主義実現会議

詳細：

-現状/問題-

カーボンニュートラルの実現のためには、大胆な産業構造の転換が必要である。既存のエネルギー・産業部門は転換を迫られるがゆえに、対応できない企業やその従業員が取り残されるおそれがある。

-提言-

1.従業員へのリカレント教育（DX、GX、SDGsの基本理念等）をオフィス・工場内で実施。月3~4回程度の研修を外部講師を招いて行う。研修ののち実力試験を行い、合格した従業員には手当を支給する等のインセンティブを与える。リカレント教育を積極的に希望する従業員が、学ぶ時間・機会を得られる体制を作り、資格手当の創設や賃金アップに繋げていく。

2.研修を実施する企業には積極的なESG投資を行う。実施する経営者への支援は大学教授や専門家がいき、フォローアップ体制を敷く。さらに、研修を維持するべく、同業・異業種を問わず情報交換の機会を提供する。

3.中小企業への支援を手厚くする。リカレント教育の推進や、産業構造転換への対応のノウハウを、大手企業からもフォローする。（一時的な出向等）

-期待される効果-

- 1.産業構造の転換によるグリーン成長の加速。
- 2.誰も取り残されない社会の形成。
- 3.サーキュラーエコノミーの推進と、生物多様性の保持。

## **6. 自家用車がいない社会の実現**

提言先：内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、各政党、経団連

詳細：

-現状/問題-

地方では、認知の能力の低下や身体的な病によって、運転することにためらいがあっても、車を使用しなければ生活維持が困難という理由から車を手放せない住民が増えている。これらは、カーボンニュートラルな社会実現の弊害となるだけでなく、地域の経済活動の衰退や高齢者ドライバーの交通事故の増加といった弊害を生んでいる。

-提言-

1. 自動運転またはそれに準ずる規格を使用した運搬技術の開発促進
2. 自動運転かつ無人の交通機関網の整備促進
3. ライドシェア等の新しい交通手段の創設・推進
4. コンパクトシティの推進

## 5. オランダ式の自転車優先レーンの設置

-期待される効果-

温室効果ガス削減、カーボンニュートラル社会の実現、高齢ドライバーの是正、地域経済活動の活性化、新たな交通機関網の創出、新たな雇用の創出

## 7. ヘルスケア領域の温室効果ガスネットゼロ

提言先：厚生労働省、環境省、経済産業省

詳細：

-現状/問題-

日本でも気候変動による熱中症による死亡者数、洪水で命を落とす人は年々増えつづけている。気候変動は人類が直面する単一では21世紀最大の健康への脅威であると、世界保健機関（WHO）が定義している※1。医療・保健・介護も、日本の温室効果ガスの5%以上を出しており、産業としては第5番目の排出量である（医薬品・医療機器、医療機関でのエネルギー、移動などからの排出）※2。気候変動による健康被害を少なくするために、医療・保健・介護界としても、温室効果ガス排出を減らす必要がある。なお、イギリスではヘルスケアを担うNHSが2040年までに温室効果ガスネットゼロを宣言して、対策に取り組んでいる※3。

-提言-

2050年までの医療・保健・介護領域における温室効果ガスネットゼロ達成を標榜して、気候変動から命を守るためのシステム構築を行い、医療・保健・介護からの気候変動に関する啓発強化などへの支援を強める。医療・保健・介護施設の温室効果ガス排出量の公表義務化、診療報酬等による脱炭素へのインセンティブを併用することで実現していく。

-期待される効果-

2050年政府目標に向けた、医療・保健・介護領域からの温室効果ガスの減少

※1 World Health Organization. COP24 special report: health and climate change. Geneva: World Health Organization; 2018.

※2 Carbon footprint of Japanese health care services from 2011 to 2015; Resources, Conservation and Recycling Volume 152, January 2020, 104525

※3 <https://www.england.nhs.uk/greenernhs/a-net-zero-nhs/>

## **8. プラントベース食品の促進☆**

提言先：農林水産省、厚生労働省

詳細：

-現状/問題-

温室効果ガスの30%は食糧供給システムから排出されており※1、特に牛は反芻する際にCO<sub>2</sub>の83倍以上（20年間換算）の温室効果をもつメタンガスを排出することで大きな影響を与えている（メタンガスは自然分解されるため直近の影響が特に強く、削減による効果が速やかに現れる）※2。牛肉のタンパク質を大豆に置き換えることで温室効果ガスの排出を98%減らし、水利用を80%減らすことができる※3。また、牛肉の摂取は心血管病やがんの危険因子となるため（手のひらサイズ1枚の牛肉で30分の寿命短縮に相当※4）、大豆等の植物由来の食事に置き換えることで、健康寿命の伸延につながる。厚生労働省の「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」※5において掲げられている「環境面等に配慮した商品開発・製造」の趣旨に合致した政策となる。

-提言-

大豆等の植物性食品から作られた代替肉等のプラントベース食品の普及を促進するために補助金で支援する。

-期待される効果-

プラントベース食品の流通量が増えることで、食品部門からの温室効果ガス排出を削減し、健康寿命を伸延することができる。

※1 Francesco N Tubiello et al. Greenhouse gas emissions from food systems: building the evidence base. 2021 Environ. Res. Lett. 16 065007

※2 Zeke Hausfather. 気候変動と環境危機. 2022年. p.53

※3 Gidon Eshel. 気候変動と環境危機. 2022年. p.343

※4 Spiegelhalter D. Using speed of ageing and "microlives" to communicate the effects of lifetime habits and environment. BMJ. 2012 Dec 14;345:e8223.

※5 <https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp>

## **9. 有機農業・オーガニック給食の促進**

提言先：農林水産省、厚生労働省、文部科学省

詳細：

-現状/問題-

プラネタリーバウンダリーにおいて、深刻な絶滅の危機にある種は4万種と生物多様性の危機的状況であり、その原因は現代農業が主である。慣行農家に有機米や有機野菜の栽培に移行してもらうには、出来た作物を適正な買い上げ価格で買い取る約束、失敗しない栽培技術指導が必要だが、経済的リスクもあり移行は進んでいない。現状の有機農家数は総農家数の0.5%に留まっています。

2000年以降、日本で発達障害児が急増しており、農薬やPCBなどの有害な環境化学物質に曝露すると発達障害のリスクが高くなることが報告されている。特に、殺虫剤ネオニコチノイドは発達神経毒性が問題視されており、フランスでは使用禁止となっている。そして、発がん性が疑われている除草剤グリホサートが学校給食用のパンから検出されたという調査もある。日本では、持続可能な食料システム構築に向けて、みどりの食料システム戦略を策定しており、2050年有機農業面積25%目標としている。

-提言-

有機農業促進の方針を出し、農地を有機に転換してくれる農家を募集し、その土地にあった有機農業技術の研修指導体制を作る。2030年までに全国の学校給食を100%有機米へ移行。また有機野菜の導入。有機農産物を活用する際の課題を解決するために必要となる経費の支援。

-期待される効果-

有機農業の促進による生物多様性の回復、今後の未来を担う子ども達の健全な発育、全国の水田2%を有機にすることで全国で100%有機米給食が可能。

## **10. 企業の温室効果ガス排出量公表義務化**

提言先：各政党・経済産業省・環境省・日本経済団体連合会（経団連）

詳細：

-現状/問題-

GXで化石燃料賦課金・特定事業者負担金の導入を予定しているが※1、化石燃料輸入事業者・発電事業者以外の産業分野において温室効果ガス削減に向けたインセンティブが不足している。東証プライム市場上場企業にはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に基づいた温室効果ガス報告義務があるが※2、スタンダード市場、グロース市場では報告義務がない。2023年9月、カリフォルニア州知事は気候開示法案に署名し、大手企業に二酸化炭素排出量を公開することを義務化した※3。

-提言-

東証スタンダード市場・グロース市場上場企業にTCFDに基づいた温室効果ガス排出量の公開を義務化する。

-期待される効果-

今後の排出権取引制度・炭素賦課金の制度設計における根拠となり、幅広い産業での脱炭素を促進する。温室効果ガスを減らす企業努力を促進することで日本企業の国際的競争力が高まる。消費者がより環境負荷の少ない商品を選択する目安となる。

※1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

※2 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス」（2021年6月）

※3 [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=202320240SB253](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB253)

## **11. 食品・衣料品のカーボンフットプリント表示義務化☆**

提言先：各政党・経済産業省・農林水産省・環境省・日本経済団体連合会（経団連）

詳細：

-現状/問題-

2050年までに日本政府がカーボンニュートラル達成を目指す中で、資源採掘・原料生産・生産・輸送・消費・廃棄・リサイクルの全ての過程を評価するLCA（ライフサイクルアセスメント）に基づいたCFP（カーボンフットプリント）の表示の義務化は、企業の温室効果ガス削減の促進や消費者の環境に配慮した商品選択において有効な手段となる。日本では経済産業省が「CFP実践ガイド」を作成しているが※1、CFP表示の義務化には至っていない。特に食品、衣料品は温室効果ガス全体のそれぞれ30%、10%を占めると報告されており※2※3、優先的にCFP表示義務化に取り組むべき領域である。2022年、デンマーク政府は130万ドルの予算で食品に表示するCFPラベルを開発した※4。2023年、フランスでは衣料品のCFPを含めた環境負荷の表示義務化を開始した※5。2024年にEU（欧州連合）では衣料品と靴の環境負荷の算定ルール（PEFCR）が作られる予定となっている※6。

#### -提言-

食品・衣料品のCFPの表示を義務化する。経済産業省、農林水産省が合同で、CFP実践ガイドに基づいて、食品・衣料品について視覚的に分かりやすいCFP表示の統一基準を作成する。

#### -期待される効果-

消費者が環境負荷を考慮して食品・衣料品を選択できるようになる。日本の消費者の53.8%は「環境に配慮した商品を選びたい」と考えており※7、消費者に選ばれるインセンティブを与えることで、食品・衣料品産業における温室効果ガス削減を促進できる。

※1 経済産業省「CFP実践ガイド」2023年

※2 Francesco N Tubiello et al. Greenhouse gas emissions from food systems: building the evidence base. 2021 Environ. Res. Lett. 16 065007

※3 European Parliament (2021). The impact of textile production and waste on the environment (infographic). Brussels: European Parliament.

※4 <https://www.nycfoodpolicy.org/food-policy-snapshot-denmark-climate-label/>

※5 <https://www.arbor.eco/blog/climate-impact-labels-are-launching-in-france-is-your-brand-ready>

※6 Understanding the PEFCR for Apparel and Footwear <https://eeb.org/wp-content/uploads/2022/10/Understanding-the-PEFCR-for-Apparel-and-Footwear-Eunomia-Oct-2022.pdf>

※7 消費者庁. 令和4年度第3回消費生活意識調査



## **12. エシカルファッションの推進** ☆

提言先：各政党

詳細：

-現状/問題-

ファッションの流行に伴うライフサイクルの短命化などを背景に、大量生産・大量消費・大量廃棄が行われ、製造にかかる資源やエネルギー使用量の増加。二酸化炭素の排出源が2番目に多く、環境負荷が非常に高い産業である。

-提言-

EPR法を、企業による衣料品廃棄にも適用してほしい。フランスではサーキュラーエコノミー法にのっとり、EPR法をファッションにも適用することとなり、企業の衣服廃棄が禁止となった。違反した場合は、罰金の対象となる。日本でのEPRは家電や容器包装に関する法律に適用されており、環境汚染の大きな要因となっているファッション分野に特化した法整備が進んでいない。

-期待される効果-

フランスでは、EPR法によって売れ残った衣料品に寄付やリサイクルを義務づけられており、違反した場合は罰金が科せられることとなっている。罰金を避けるためにも企業が生産量を調整し売れ残りによるファッション廃棄を減らすことができ、在庫処分のための極端な安価設定を防ぎ、“ファストファッション”というトレンドの勢いを弱めることを期待する。

## **13. 労働時間の削減**

提言先：各政党

詳細：

-現状/問題-

気候変動枠組条約の「共通だが差異ある責任の原則」に基づき、カーボンバジェットの観点において、先進国である日本は率先してCO2排出に努めなければなりません。世界の温室効果ガス排出量のランキングでは、日本は世界5位という結果であり、差異ある責任は果たせていま

せん。GX推進を進めていくのは正しいですが、GXの効果が市場に広まるまでには一定の時間がかかり、CO2削減の即効性がありません。

-提言-

差異ある責任に即効性を持たせ、今から始めるためにオフィスや工場等の企業活動として排出されるCO2を直ちに削減するべく、1日の労働時間を6時間にしたり、週休3日制を導入する企業に対し、減税やホワイト企業として表彰します。

-期待される効果-

即効性のあるCO2の削減が可能です。また、ワークライフバランスの導入が促進され、新しい価値観に基づく企業が誕生します。

## 【生物多様性】

### 1. 森林・林業基本計画に「生物多様性と気候変動の同時解決」の必要性を明示☆

提言先：各政党、林野庁

詳細：

-現状/問題-

5年ごとに策定される我が国の森林・林業基本計画において、「カーボンニュートラル実現への貢献」に向けた計画に「生物多様性への配慮」が明言されていない※1。広い土地に単一の樹種を植栽するなど気候変動のみに焦点をあてた対策は、生物多様性に対して悪影響の可能性がある。一方、樹種多様性が森林の炭素固定能を向上させる事例※2など、多くの場合、生物多様性の保全は気候変動緩和・適応との共便益を生むことから※3、「生物多様性と気候変動の同時解決」の重要性が世界的に認識されている※4。

-提言-

次期の森林・林業基本計画において、「生物多様性と気候変動の同時解決」の必要性を明記

-期待される効果-

- 生物多様性の向上によって森林が有する炭素固定能やその他の公益的機能を高める森づくり（例：針広混交林）の推進
- 林地における風力や地熱などの再生可能エネルギーの利用促進と生物多様性保全の両立

※1 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定），p20

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/attach/pdf/index-10.pdf>

※2 Mori, A.S., Dee, L.E., Gonzalez, A. et al. Biodiversity–productivity relationships are key to nature-based climate solutions. Nat. Clim. Chang. 11, 543–550 (2021).

[https://www.nature.com/articles/s41558-021-01062-1?utm\\_source=xmol&utm\\_medium=affiliate&utm\\_content=meta&utm\\_campaign=DDCN\\_1\\_GL01\\_metadata](https://www.nature.com/articles/s41558-021-01062-1?utm_source=xmol&utm_medium=affiliate&utm_content=meta&utm_campaign=DDCN_1_GL01_metadata)

※3 IGES 2021. 生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：

IGES による翻訳と解説 . [https://www.iges.or.jp/jp/publication\\_documents/pub/policyreport/jp/11634/IPBES\\_IPCC\\_ws\\_J\\_final.pdf](https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/11634/IPBES_IPCC_ws_J_final.pdf)

※4 環境省 2023 昆明・モンリオール生物多様性枠組（仮訳）

[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf\\_ja.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_ja.pdf)

## **2. 森林環境税で市町村が「生物多様性に配慮した森林管理」を促進させる施策の**

### **整備・充実**

提言先：林野庁

詳細：

-現状/問題-

温室効果ガスの排出削減や国土の保全などを図るための森林管理に必要な地方財源を安定的に確保する観点から，2019年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設※1。森林環境税が目的とする森林の公益的機能を高いレベルで安定的に享受するには，気候変動に適応した森林管理策が求められる。新E U森林戦略2030にも明記されているように※2，森林の生物多様性を保全・向上することで気候変動への適応を目指す国際的動向がある。一方で，森林環境譲与税を「生物多様性に配慮した森林管理」に活用した事例は少ない，もしくは可視化されていない※3。税金により実施可能な取組の具体的例示がなく，また先行事例から学べない状況は，森林管理に関する専門知識を有する職員が不足しがちな市町村※4が「生物多様性に配慮した森林管理」に取り組む障壁となっている。

-提言-

- 林野庁と総務省が作成する「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例（通称：ポジティブリスト）」に「生物多様性に配慮した森林管理」の項目を明記
- 実際に活用した先行事例の共有
- 市町村の人員体制や専門性を補完する「産官学や地域を横断した人材育成・活用」の推進

-期待される効果-

- 生物多様性の向上によって森林が有する炭素固定能やその他の公益的機能を高める森づくり（例：針広混交林）の推進
- 市町村による「生物多様性と気候変動の同時解決」の推進

※1 林野庁ホームページ：森林環境税及び森林環境譲与税[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei\\_jouyozei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html)

※2 New EU Forest Strategy for 2030  
[https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:0d918e07-e610-11eb-a1a5-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:0d918e07-e610-11eb-a1a5-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF)

※3 林野庁，総務省 令和3年度 森林環境譲与税の取組事例集（市町村）  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-8.pdf>

※4 日本学術会議 持続可能な森林管理における現状と課題：市町村による森林管理と森林環境税の新たな役割  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-9.pdf>

### **3. 森林・林業基本計画におけるより具体的な森林管理方法の提示と実施体制の強化**

提言先：林野庁

詳細：

-現状/問題-

地球温暖化対策計画で森林吸収源対策の目標値が示されるなど、森林が気候変動の緩和策とし

て機能する点は認知されてきている。一方で、生物多様性が炭素固定以外でも気候変動と相互に影響を及ぼしあう関係にある点が施策に十分に反映されていない。気候変動対策を実施する上で生物多様性の保全は不可欠である。

国土の約7割を占める森林の管理について、国が森林・林業基本計画で目標等を設定し、地方自治体が実際の管理を実施している。しかし、国の計画では森林の多面的機能を活用する具体的（面的・量的）な森林管理が策定されていない。さらに、その計画を実行する自治体にも専門的な知識や技術がなく、どのように実行すればよいのかわからないという運用上の課題がある。

-提言-

日本の森林のあり方について、生物多様性が保全された目指すべき将来像を国主導で設定し、それを実現するための森林管理計画を策定する。その森林管理を適切に実行するため、国・県・市町村・流域等を連携させ実施体制を強化する。

#### **4. 再生エネルギー導入における環境影響評価の促進による、生物多様性の保全と気候変動対策の両立 -開発前- ☆**

提言先：各政党、経産産業省、環境省

詳細：

-現状/問題-

2050年カーボンニュートラル、2030年GHG排出量半減といった目標の達成のために再生エネルギー導入は必要不可欠であるが、それと同時に生物多様性を回復させるネイチャーポジティブを実現する必要もある。

①環境アセスメント制度では開発による生物多様性への影響の最小化が進められる一方、どうしても生じてしまう環境負荷の代償としての生物多様性「オフセット」と損失以上の価値を創出する「ネットゲイン」の視点が不足している（環境省※1）。

②現行の制度では出力5万kW未満で再生エネルギー事業（第二種事業）のアセスメントは重大な環境負荷がない限り原則免除されるが、その中には環境影響が懸念される事業も含まれ、「アセス逃れ」が課題となっている（環境省※2）。

-提言-

①環境アセスメント制度における生物多様性オフセット義務とバンキング制度による経済的インセンティブの付与

②事業特性や地域特性による環境影響の違いを考慮したメリハリのあるスクリーニング基準やスコアリング方法の策定

-期待される効果-

事業者による環境影響評価において、再エネ導入促進と生物多様性保全の両方を達成できる。ネイチャーポジティブの実現に寄与できる。

※1 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会事務局：自然資本関連の経済的インセンティブ等に関するこれまでの検討経緯

<https://www.env.go.jp/content/000061235.pdf>

※2 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会：再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書

[http://assess.env.go.jp/files/0\\_db/contents/0040\\_07/sankou1.pdf](http://assess.env.go.jp/files/0_db/contents/0040_07/sankou1.pdf)

## **5. 再生可能エネルギー導入事業における環境影響評価法の基準引き上げによる、生物多様性の保全と気候変動対策の両立 -開発後- ☆**

提言先：各政党、経産産業省、環境省

詳細：

-現状/問題-

脱炭素実現および気候変動対策において、再生可能エネルギー事業の拡大促進は優先的課題である。同時に、2030年までの30/30の実現に向けて、今後増加する再生可能エネルギー事業開発においては生物多様性の保全という視点を踏まえた制度改革が不可欠である。

しかし、現状としては①各事業のアセスメント図書（配慮書・方法書・準備書・評価書）は、現状縦覧期間（1ヶ月）※1のみ事業者のHPを中心に公開され、期間終了後は当該事業の事業計画詳細を把握することが難しい。環境省が2018年3月より、事業者に対してアセスメント文書の継続公開要請を開始したものの、任意要請であるため公開状況は未だ一部に留まっている。生態系や自然環境など、再エネ事業開発による影響は、アセスメントのプロセス期間では

なく、その後に発生する可能性が高いにも関わらず、中長期期間でアセスメント図書にアクセスできない状況の改善を先の提言団体（環境アセスメント学会※2/WWF※3）と同様に求める。

②環境影響評価法における事後調査は、事後調査結果が予測と異なったケースや移植された動植物が予測と異なる結果となったという報告が上がっている。※4 2011年の法改正後※5に事後調査の結果と公表が義務化されたが、期間目安は30日間と短く、①に関連し、供用後も時間差での影響が懸念される対象であるため、事後調査については環境負荷の高い地域※6では供用後も義務化し、また調査後の公表はインターネットで継続的に公開するよう規定を厳格化する必要がある。

①環境影響評価図書の長期的な公開の義務化、②事後調査対象・基準の変更と報告公表の長期的な公開の義務化

①②の施行においては、アセス法対象で審査件数の多い風力発電と太陽光発電開発の順に改正し、順次条例対象やその他の再生可能エネルギー事業においても適応させることを求める。

-期待される効果-

①住民含む地域関係者からの事業内容理解、環境調査（実地踏査）による環境負荷の低減、後続事業や整備時の調査費用の削減

②事業開発による当該地域の生態系への影響の軽減、調査・予測・評価手法の技術的な向上、事業者および再生エネルギーへの地域関係者からの理解と信頼

※1 環境省：環境影響評価図書のインターネットによる 公表に関する基本的な考え方

[http://assess.env.go.jp/files/0\\_db/seika/0281\\_01/sonota\\_02-2.pdf](http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0281_01/sonota_02-2.pdf)

※2 環境アセスメント学会 環境アセスメント図書の制度的公開について(提言)

[http://www.jsia.net/3\\_activity/proposal/proposal4assesbooks\\_20230508.pdf](http://www.jsia.net/3_activity/proposal/proposal4assesbooks_20230508.pdf)

※3 WWFジャパン 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた 環境影響評価法の見直しへの提言

[https://www.wwf.or.jp/activities/data/20210217\\_climate01.pdf](https://www.wwf.or.jp/activities/data/20210217_climate01.pdf)

※4 環境省 事後調査について

[https://www.env.go.jp/council/content/i\\_01/900416741.pdf](https://www.env.go.jp/council/content/i_01/900416741.pdf)

※5 環境省 環境影響評価法における報告書の 作成・公表等に関する考え方

<https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212-05/900416891.pdf>

※6 国立・国定公園、都道府県公園（特別保護地区、第1種特別地域）、自然環境保全地域（国・都道府県指定）、鳥獣保護区 特別保護区（国・都道府県指定）、世界自然遺産指定地、ラムサール条約指定地、IBA、KBA、保護林などを想定

## **6. 生物多様性フットプリント表示の推進にむけた取り組みの実施**

提言先：各政党、地方自治体、経済産業省、環境省、JCLP詳細：

詳細：

-現状/問題-

生物多様性に関する世論調査（R4）※1によると、生物多様性の認知度は平成28年度の調査結果と比較して上昇しているが、気候変動に関する世論調査（R2）※2と比較すると低い。また、生物多様性保全活動を阻害する要因として、「何をしてもいいかわからない」と回答した人は半数以上に上り、且つ、生物多様性保全に向けての取り組みについては、「保全活動地域の商品の購入並びに保全活動に注力してる企業の製品やサービスを積極的に利用したい」といった回答が上位となっている。しかしながら、生物多様性保全に配慮した商品・サービスの消費に関する情報が不足・基準が設定されていないため消費者が行動を起こしたくても起こせない状況となっている。また、生物多様性保全については企業による取り組みが重要であるが、企業が生物多様性に配慮したことによって消費者の購買意欲の上昇する、といったプラスの評価やインセンティブがない、また、情報開示に関する基準がバラバラであることから取り組みが進まないといった声がある※3。一方で、生物多様性フットプリント表示には様々な基準の策定・検討が必要となるため障壁が大きい。

-提言-

①商品やサービスの生物多様性フットプリント表示に向けた第一歩として、「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」※4に生物多様性に配慮した物品調達の推進を別枠で作成、又は追加をする（参考：R2年度の政府調達：27,417億円、政府調達総件数：15,947件）。

②2030年までに生物多様性フットプリント表示に向けた評価基準策定と付随する研究の推進を図る。

-期待される効果-



国等の公的部門における生物多様性に配慮した製品の調達推進とそれに付随した情報公開、並びに、関連企業の生物多様性配慮製品への関心の高まり

※ 1 「生物多様性に関する世論調査」 (R4)

<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/gairyaku.pdf>

※ 2 気候変動に関する世論調査 (R2)

<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-kikohendo/gairyaku.pdf>

※ 3 生物多様性とビジネス (危機的状況とビジネスの可能性)

<https://www.accenture.com/content/dam/accenture/final/a-com-migration/r1-2-finalize-jp-ja/pdf/pdf-181/accenture-biodiversity-full.pdf>

※ 4 平成十二年法律第百号 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC1000000100>

## **7. 生物多様性を当たり前！生物多様性の学びを義務教育に取り入れる☆**

提言先：各政党、文部科学省

詳細：

-現状/問題-

文部科学省は2017年と2018年に公示した新学習指導要領の前文に「持続可能な社会を創る」担い手を育てることが学校の役割であると明記した※ 1。そして、2020年には小学校・中学校の教科書に、2021年からは高校の教科書でもSDGsが取り上げられるようになった。生物多様性は、SDGsのウェディングケーキの図 (※ 2) から分かるように、SDGs達成の重要な要となる。しかしながら、生物多様性への関心は気候変動と比較して低く (生物多様性に関する世論調査 (R4)、気候変動に関する世論調査 (R2))、また、「分かりにくい」との声が多数ある (※ 3)。これらの結果は、生物多様性について知り・興味を持ち・学ぶ機会が日常生活において皆無であることが理由ではないだろうか。持続可能な社会を創る人材を育てる上で生物多様性に関する理解・学びは、必須であると考えられる。

-提言-

生物多様性について学ぶ機会を2025年までに義務教育に取り入れる。また、生物多様性についての知識を教員の方々が無理なく取り入れられるように教員を対象としたeラーニングの実施や専門家による出前授業への支援といった予算を設定する。

-期待される効果-

生物多様性について学校で学んだ子どもが、家庭で生物多様性について話題を作り、それを聞いた親が関心をもつ。生物多様性への関心が世代を超えて時間がかかりつつも波及していく。

※ 1 教委135-1-2 平成29年3月31日公示 新学習指導要領等における持続可能な社会づくりに関連する主な記載（抜粋）

<https://www.mext.go.jp/unesco/002/006/002/001/shiryo/attach/1388906.htm>

※ 2 農林水産省HP（SDGs（持続可能な開発目標）×多面的機能支払交付金）

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/jirei\\_SDGs.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/jirei_SDGs.html) 最終閲覧日：2023/10/25

※ 3 リコー経済社会研究所

[https://blogs.ricoh.co.jp/RISB/environment/post\\_822.html](https://blogs.ricoh.co.jp/RISB/environment/post_822.html) 最終閲覧日：2023/10/25

## 【市民参加】

気候政策への市民参加を促す社会、若者や多様な市民の声を生かした政策決定プロセスを求めます。

### 1. メディア報道に気候変動の専門知識をより取り入れる

提言先：主要なメディア（NHK、キー局、日本民間放送連盟）

詳細：

現在、メディアにおいて重要な社会問題、特に環境問題や気候変動に関連する報道において、専門知識に基づいた適切な情報提供が不足しています。そのことが、メディアの価値を下げ、社会全体にとって問題となっています。

ニュース報道を専門的でないコメンテーターに頼るのではなく、適切な専門家が出演したり、監修したりするようにするため、学術会議や各種学会と連携を強化してください。

具体的には、以下4点です。

1 国立環境研究所など専門家のサポートを受け、水害や山火事、異常気象、猛暑、被災地の状況など気候変動が関係しているニュースは「気候変動」のワードを入れて報道する。

2 日本だけでなく海外の大きな災害やニュースなど、海外の情報も報道する。

3 気象予報での気候時計の表示。

4 学術会議や各種学会と連携を強化し、専門家を呼ぶ際には、論文を書いている・学会に所属しているなど信頼できる専門家を招く。

メディア報道が専門家から適切な情報を提供できるようになれば、社会問題に対する国民の正しい認識と意識が向上し、問題解決につながるはずです。

また、視聴者がsnsやネットに流れがちな昨今ですが、メディアはその価値を高め、視聴者により価値ある情報を提供することが可能となり、社会全体に貢献できます。

気候変動問題は格差や紛争などさまざまな社会問題の結果として生じたものであり、また気候変動解決のためにはさまざまな社会問題すべての解決が必要です。そうした報道の在り方を他の社会問題にも生かしていただきたいと思います。

## **2. 視聴者が適切な情報を入手できるように、メディアに働きかける**

提言先：BPO（放送倫理検証委員会）

詳細：

現在、メディアにおいて重要な社会問題、特に環境問題や気候変動に関連する報道が、専門知識に基づいた適切な情報提供が不足しています。ニュース報道が適切な情報を提供しないことが、社会全体にとって問題となっています。

こうした事態は「知る権利」の侵害であって、メディアがデマなどを流布することで、重大な人権侵害に繋がる恐れもあります。また、気候変動問題に関しては、正しい情報を報道しないことが「生存権」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の侵害にも繋がります。

こうした事態を防ぐため、ニュース報道を専門的でないコメンテーターに頼るのではなく、適切な専門家が出演したり、監修したりするように、メディアに働き掛けてください。また、海外の情報も積極的に報道し、国際的な視点から問題を捉えるために国際的な情報ソースを取り入れることを促してください。

メディアが専門家から適切な情報を提供できるようになれば、社会問題に対する人々の正しい認識と意識が向上し、問題解決につながるはずです。メディアはその価値を高め、国民ひとりひとりの人権を守ることに貢献できます。

## **3. メディアに適切な専門家が出演できるように後押しする**

提言先：日本学術会議、各種学会、気象庁

詳細：

現在、メディアにおいて気候変動などの重要な社会問題に関して、専門知識に基づいた適切な情報提供が不足しており、メディアの報道が適切でないことが問題となっています。

学術会議や学会、気象庁が、メディアに対し、適切な専門家を推薦・派遣する仕組みを整備し、メディアが専門知識に基づいた情報発信を行えるよう積極的な働きかけを行うことを求めます。メディアとの連携を円滑にするため、専門的な問題に関するメディア担当者を設置したり、研究者へのメディアトレーニングの提供が必要です。また、不適切なメディア報道に対しファクトチェックを行い、デマの拡散を抑制するようにしてください。

特に、気候変動問題は、様々な社会問題の中でも、早急な解決が求められる問題であり、より多くの市民による問題意識/危機感の共有が必要です。

メディアが適切な専門家を出演させるようになれば、専門家の存在意義が明確になり、視聴者は信頼性の高い情報を入手・活用できるようになります。

#### **4. 気候変動などの重要課題について、抽選で選ばれる市民による会議の設置**

提言先：国会、各政党

詳細：

有権者の意見が適切に政治に反映されていないという不満が高まっています。こうした事態に対処するために、気候変動のような長期的課題や与野党の意見が対立するような重要法案について、裁判員制度のような形式で抽選で選ばれた市民による会議を実施し、その意見を考慮して立法を行うことを検討してください。実際にフランスでは、気候変動の問題に関して、同様の市民会議が開催され、それを下気候変動対策が実施されており、ヨーロッパを中心にこうした動きは世界各国で進んでいくと考えられます。

有権者の声が政治プロセスにより適切に反映されるようになれば、政治に対する不満の解消につながります。

#### **5. 市町村議会において、抽選制市民議会を設置できるように憲法を改正**

提言先：国会、各政党

詳細：

地方議会では議員の「なり手不足」により、選挙を経ずに「無投票」で議員が当選する自治体が増加しています。今後も少子化・過疎化が進むことで、状況はますます悪化していき、選挙制議会を維持できない自治体も現れると考えられます。また、過疎化によって人々が集まるのが難しいので、議会に代わって、町村総会を設けることも現実的ではありません。

こうした事態に対処するために、既存の選挙制議会に加えて、裁判員制度のような形式で、選挙ではなく、無作為抽出で市町村議会の議員を選ぶことを地方自治体が選択できるように憲法を改正してください。

気候変動問題を解決に導くためにも、偏った性別やバックグラウンド・世代に発言を集中させるのではなく、市民の多様性を活かした対話の促進が不可欠です。大胆な変革なしには、地球規模の気候危機を解決することはできません。

## **6. 若い世代の声を反映するための制度改革**

提言先：国会、各政党

詳細：

現在の国会では、中高年男性が過半数を占めており、また若者の投票率も低いため、若い世代の意見が政治に適切に反映されていません。その結果、長期的な視野での意思決定がなされなくなり、気候変動や財政赤字などの重要な課題に適切に対処できない原因となっています。

こうした事態に対処するために、若い世代の声を反映するための制度改革の実現を求めます。

具体的には、以下のような制度の実現を検討してください。

教育機関での政治対話や主権者教育強化とともに、選挙権年齢・被選挙権年齢の引き下げを実施する。

子どもが投票できるようになるまでは保護者が代わりに選挙権を行使する制度を導入する。

政府が若者の意見を取り入れるための諮問機関である「若者会議」を設置し、その意見を政策立案に反映させる。

英ウェールズで実現している未来世代法のような法整備をし、将来世代の利益を守りながら立法の審査を行う機関を設置する。

これらの制度が実現すれば、若い世代の声が政治に反映される可能性が高まり、気候変動などの中長期的な課題に対処できるようになります。政治への若者の関与が増加し、彼らの視点が政策に組み込まれることで、よりスピーディかつ効果的な問題解決が可能になります。

また、若者たち自身が社会を作る主体として希望や意欲を感じられることで、主権者教育や社会形成のスキルにもなり、公平で前向きな社会の実現にもつながるのではないのでしょうか。

## **7. 有権者が選挙の候補者を比較できる場づくりをサポートする制度の実現**

提言先：国会、各政党

詳細：

現行の選挙制度では、有権者が候補者や政策について詳しく知る機会が不足しており、適切な投票を行えなかったり、場合によっては投票を断念したりしています。

こうした事態に対処するために、自治体が選挙期間中などに、候補者や政策を可視化し、有権者が直接情報を収集できる場所を設ける選挙マルシェや選挙小屋を実施することが効果的です。しかしながら、現行の公職選挙法では、選挙マルシェや選挙小屋に対して厳しい制約があり、効果的な実施が難しい状況にあります。そのため、公職選挙法を改正するとともに、選挙マルシェや選挙小屋を実施するための予算や情報を自治体に提供することを求めます。

特に、現状では各候補者の気候変動などに関する公約や考えを知ることが難しいため、こうした場があれば、情報に触れて比較検討をすること、投票の目的を持つことが容易になります。

さらに中長期的には、国政選挙前に国民が候補者や政策について議論し、情報を交換できる「熟議の日」を設けることを検討してください。

こうした制度が実現すれば、有権者は候補者や政策を比較したり、他の有権者と議論したりすることを通じて、より適切な選択ができるようになるはずです。

## **8. 有権者が選挙の候補者を比較できる場作り**

提言先：全国知事会、全国都道府県の主要都市

詳細：

私たちは気候若者会議の参加者としてこれまでに、オンラインで気候変動に関わる各党の政策比較を行ったり、若者がリアルな場で政治家を交え、気候変動をはじめとし広く社会課題に

関して話し合う「民主主義ユースフェスティバル」といった事例に関心をもち、また実際に携わることによって、以下のような問題意識を持つに至りました。

現行の選挙では、有権者が候補者や政策について詳しく知る機会が不足しており、適切な投票を行えなかったり、場合によっては投票を断念したりしています。

こうした事態に対処するために、自治体が選挙期間中などに、候補者や政策を可視化し、有権者が直接情報を収集できる場所を設ける選挙マルシェや選挙小屋を実施することが効果的です。気候変動の問題などについての候補者の考えは、選挙公報などだけでは知ることが難しいですが、こうした場があれば簡単に知ることができます。

選挙マルシェや選挙小屋を設置する際には、メンタルヘルス相談のブース、対話ブースなど、具体的な目的や知識がない人でも立ち寄れて、ちょっとした悩みを話したり、安心や希望を感じられ、情報や繋がりを得られたりするようなブースを設けることが重要です。

また、選挙マルシェや選挙小屋のオフラインの場づくりに加え、自治体のホームページなどオンライン上でも、候補者の政策や考えを確認できるようにしてください。

こうした制度が実現すれば、有権者は候補者や政策を比較し、より積極的に選挙に参加し、適切な候補者選択ができるようになるはずです。

## **9. 市民討議会や気候市民会議を積極的に実施**

提言先：全国知事会、全国都道府県の主要都市

詳細：

現在、市民の声が適切に政治に反映されていません。市民の声を拾い上げる手段として、無作為抽出された市民による市民討議会が有効です。既に市民討議会を実施している自治体では、さらに活用を進め、市民の声を政策に反映するための仕組みづくりを強化することを求めます。また、市民討議会を未実施の自治体については、実施している自治体の成功事例などを参照しながら、市民討議会の実施することを求めます。

自治体の行政と立法に市民の声がより適切に反映されるようになれば、自治体は市民に対してより責任ある政策を提供できるようになります。市民討議会の積極的な実施によって、市民の関与と政治プロセスの透明性が向上し、地方自治体の意思決定がより包括的かつ民主的になることを期待します。

## 10. 未来世代法など、未来世代が守られるような条例の策定

提言先：全国知事会、全国都道府県の主要都市

詳細：

現在、なにかを決める際に十数年後、数十年後の未来まで配慮して決めることは義務となっておらず、近い未来ではメリットがあっても遠い未来では深刻なデメリットが生じるような計画などが多く存在します。

未来世代法は英ウェールズで実現している法制度ですが、さまざまなことを決めたり行なったりする際に、経済・社会・環境・文化の側面において未来世代の利益不利益に配慮して決定することを義務付けるものです。

## 5. 参加者一覧

日本版気候若者会議とは

「環境政策の早期実現」、「開かれた議論の場」、「発信による世論喚起」を目的として、約100名の若者で約3ヶ月にわたり気候変動対策を協議する市民会議。

運営：日本版気候若者会議2023事務局

主催：日本若者協議会

後援：公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）、環境パートナーシップ会議、Climate Action Network Japan（CAN-Japan）、国際環境NGO FoE Japan、特定非営利活動法人 気候ネットワーク、持続可能な社会に向けたジャパンフォースプラットフォーム（JYPS）、日本エシカル推進協議会、一般社団法人エシカル協会、公益財団法人日本生態系協会、自然エネルギー財団、国連広報センター、国連開発計画（UNDP）、国際環境NGO グリーンピース・ジャパン、サステナブル・ブランド ジャパン、



日本気候リーダーズパートナーシップ（JCLP）、世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）、聖心女子大学グローバル共生研究所、公益社団法人日本環境教育フォーラム、国際環境NGO 350 Japan、SDGs市民社会ネットワーク、気候変動イニシアティブ（JCI）、日本環境ジャーナリストの会、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、2030生物多様性枠組実現日本会議

アドバイザー：

- ・足立 直樹 氏・株式会社レスポンスアビリティ代表取締役
- ・井田 徹治 氏・共同通信社編集委員兼論説委員
- ・氏家 啓一 氏・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）事務局次長
- ・江守 正多 氏・国立環境研究所 地球システム領域／上級主席研究員、東京大学未来ビジョン研究センター教授
- ・栗本 拓幸 氏・株式会社Liquitous代表取締役CEO
- ・東 光弘 氏・市民エネルギーちば株式会社代表取締役
- ・深本 南 氏・ELEMENIST創設者・社会起業家・環境活動家
- ・三上 直之 氏・北海道大学高等教育推進機構准教授/気候市民会議さっぽろ2020実行委員会代表

「日本版気候若者会議2023」事務局メンバー一覧（敬称略、順不同）所属先は2023年10月時点

稲野辺 海 フリー

川合 福太郎 日本若者協議会

柴田 晃太 高校生

鈴木 良壽 フリー

遠山 未来 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム事務局

西田 吉蔵 日本若者協議会、350Tokyo、Media is Hope

三浦 寛敏 ワシントン大学、Climate Youth Japan

室橋 祐貴 日本若者協議会

ほか計約12名

(敬称略)

日本版気候若者会議2023 開催経緯 (主なテーマ、講師)
<p>第一回 (2023年8月9日)</p> <p>気候市民会議の意義確認&amp;気候変動およびそれに関する政策の現状分析&amp;参加者同士の交流</p> <p>九州大学教授 岡崎 晴輝</p> <p>環境省 地球環境局総務課長 井上 和也</p> <p>国立環境研究所地球システム領域/上級首席研究員、東京大学未来ビジョン研究センター教授 江守 正多</p> <p>資源エネルギー庁 長官官房総務課 戦略企画室 総括補佐 疋田 正彦</p>
<p>第二回 (2023年8月20日)</p> <p>各テーマに関する現状把握</p> <p>東京大学先端科学技術研究センター 協力研究員 谷口 信雄</p> <p>Wholeness Lab代表 青木 志保子</p> <p>サステナビリティ消費者会議代表 古谷 由紀子</p>
<p>第三回 (2023年9月3日)</p> <p>各テーマに関する現状把握&amp;将来世代の視点 (フューチャーデザイン) で過去・現在・未来を考えてみる</p> <p>東京大学 名誉教授 鷺谷いづみ</p>
<p>第四回 (2023年9月17日)</p> <p>企業との意見交換</p> <p>(電力部門)</p>

市民エネルギーちば株式会社・代表取締役 東光弘 様  
自然電力株式会社 電源開発本部 太陽光事業推進部 部長 笠間孝之 様

(産業・業務・家庭・運輸部門)

株式会社アレスグッド 代表取締役CEO 勝見 仁泰 様

(生物多様性)

株式会社シンク・ネイチャー 代表取締役 久保田 康裕 様

#### 第五回 (2023年10月1日)

政治家との意見交換

自民党―牧原 秀樹 衆議院議員

公明党―輿水 恵一 衆議院議員

立憲民主党―田嶋 要 衆議院議員

日本維新の会―小野 泰輔 衆議院議員

国民民主党―不参加

日本共産党―吉良 よし子 参議院議員

れいわ新選組―不参加

#### 第六回 (2023年10月15日)

専門家 (アドバイザー) との意見交換

電力 (エネルギー) : 江守 正多 氏 (国立環境研究所 地球システム領域/上級主席研究員、東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)、東 光弘 氏 (市民エネルギーちば株式会社代表取締役)

産業 : 氏家 啓一 氏 (グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) 事務局次長)、深本 南 氏 (ELEMENIST創設者・社会起業家・環境活動家)

生物多様性 : 足立 直樹 氏 (株式会社レスポンスアビリティ代表取締役)、井田 徹治 氏 (共同通信社編集委員兼論説委員) (別日開催)

市民参加 : 栗本 拓幸 氏 (株式会社Liquitous代表取締役CEO)、三上 直之 氏 (北海道大学高等教育推進機構 准教授/気候市民会議さっぽろ2020 実行委員会代表)

#### 第七回 (2023年10月29日)

提言発表

環境省 地球環境局総務課 井上 和也 課長

「日本版気候若者会議2023」参加者一覧（敬称略、順不同）所属先は2023年10月時点

【電力（エネルギー）】

難波寿帆（社会人）

立石真也（社会人）

周文佳（東京大学前期教養学部）

加藤弘人（同志社大学経済学部4年）

【産業・業務・家庭・運輸】

門田玲奈（社会人）

佐藤寿美子（創価学会）

横田啓（岡山協立病院総合診療科）

平野桜祐（茨城県立日立北高等学校3年）

峯奏音（HopeCreator(ボランティア団体)代表）

犬塚祐輔（会社員）

兼松古都（マンチェスター大学大学院生）

老山さくら（会社員）

【生物多様性】

岩崎佑哉（学生）

林田龍也（Global Shapers Community）

小林祐子（三輪田学園高校3年）

中嶋彩香（東京大学教養学部前期課程理科二類一年）

日沖知佳（フライブルク大学）

齋藤大（フライブルク大学造林学研究室博士課程）

柳原琢馬（愛知淑徳大学健康医療科学部救急救命学専攻3年）

佐々木七菜（学生）

【市民参加】

今岡明日美（大学生）

池田太陽（会社員）

磯杏奈（社会人）

吉田智恵（社会人）

荒井絵理菜（協同総合研究所）

長田行太（社会人）

長澤菜子（富士見中学校高等学校 中学2年）

殷浩洋（高校2年生）

日向そよ（社会人）

（計72名）

※掲載可能な参加者のみ掲載

以上